（建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則の一部改正）

第十七条　建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成七年建設省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

第十四条第二項第四号ロ中「磁気ディスク等」を「電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。以下同じ。）」に改める。

第十八条第二項及び第三項中「磁気ディスク等」を「電磁的記録媒体」に改める。

第四十八条第二項及び第三項並びに第四十九条第二項及び第三項中「磁気ディスク」を「電磁的記録媒体」に改める。

（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行規則の一部改正）

第十八条　密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行規則（平成九年建設省令第十五号）の一部を次のように改正する。

第三十九条の二第一項第二号中「磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。第三十九条の四において同じ。）」に改める。

第三十九条の四中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体」に改める。

（建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令の一部改正）

第十九条　建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令（平成十一年建設省令第十三号）の一部を次のように改正する。

第九条第二項中「磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）」を「電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。以下同じ。）」に改め、同条第三項中「磁気ディスク」を「電磁的記録媒体」に改める。

第二十八条第二項及び第三項、第二十九条第二項及び第三項、第二十九条の二第四項から第六項まで、第三十一条の十第二項及び第三項、第三十一条の十一第二項及び第三項、第三十一条の十一の二第四項から第六項まで、第四十三条第二項及び第三項、第四十四条第二項及び第三項、第六十八条第二項及び第三項並びに第六十九条第二項及び第三項中「磁気ディスク」を「電磁的記録媒体」に改める。

（解体工事業に係る登録等に関する省令の一部改正）

第二十条　解体工事業に係る登録等に関する省令（平成十三年国土交通省令第九十二号）の一部を次のように改正する。

第七条の十第二項第四号ロ中「磁気ディスク等」を「電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。以下同じ。）」に改める。

第七条の十四第二項及び第三項中「磁気ディスク等」を「電磁的記録媒体」に改める。

第九条第三項中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物（以下「磁気ディスク等」という。）」を「電磁的記録媒体」に改め、同条第四項から第六項までの規定中「磁気ディスク等」を「電磁的記録媒体」に改める。

（マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則の一部改正）

第二十一条　マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則（平成十三年国土交通省令第百十号）の一部を次のように改正する。

第二十条第二項中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物（以下「磁気ディスク等」という。）」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第六十九条の十において同じ。）に係る記録媒体をいう。以下同じ。）」に改め、同条第三項中「磁気ディスク等」を「電磁的記録媒体」に改める。

第三十七条第二項及び第三項、第四十二条の九第一項第二号並びに第四十二条の十第二項及び第三項中「磁気ディスク等」を「電磁的記録媒体」に改める。

第六十九条の十第一項中「（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）」を削る。

第六十九条の十第二項第四号ロ、第六十九条の十四第二項及び第三項、第八十四条の二第一項第二号、第八十四条の五第一項第二号、第八十六条第二項及び第三項、第八十八条第二項第二号、第四項第二号及び第七項第二号、第九十条第二項及び第三項並びに第九十五条第二項及び第三項中「磁気ディスク等」を「電磁的記録媒体」に改める。

（特定建設資材に係る分別解体等に関する省令の一部改正）

第二十二条　特定建設資材に係る分別解体等に関する省令（平成十四年国土交通省令第十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第二号を次のように改める。

二　電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。第五条第一項第二号、第八条第一項第二号及び第十条第一項第二号において同じ。）をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

第五条第一項第二号中「磁気ディスク等」を「電磁的記録媒体」に改める。

第八条第一項第二号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物（以下「磁気ディスク等」という。）」を「電磁的記録媒体」に改める。

第十条第一項第二号中「磁気ディスク等」を「電磁的記録媒体」に改める。